

庭木の枝切りや家具の移動など 自宅の簡単な作業を援助



- 対象 世帯全員がおおむね 65 歳以上で、日常生活に援助が必要な住民税非課税の人
- 内容
 - ▷自宅の庭木が伸びて隣の敷地に入るなど、衛生上好ましくない場合の庭木の枝切り
 - ▷家屋の簡単な修繕や電球の取り替えなど
 - ▷家具の移動などの室内の整理、整頓
- 費用 サービスにかかった費用の3割
※利用回数や利用時間に制限があります。

夕食に弁当を配達 栄養バランスがいい弁当を!



- 高齢者が自宅で自立した生活ができるように、夕食に栄養バランスの取れた弁当(一般食・制限食)を届けます。
- また、弁当は本人に直接手渡し、利用者の日々の安否確認も行います。元気な人も利用でき、週に1回のみ利用も可能です。
- 対象 世帯全員が 65 歳以上の人
 - 内容 月曜日～金曜日の夕食をお届け
※祝日や8月15日、年末年始は除きます。
 - ▷一般食
平均 600 キロカロリー(塩分3g程度)
 - ▷制限食
500 キロカロリー以下(塩分3gが上限)
 - ※制限食は、食事制限が必要と医師が認めた場合に限りです。
 - 費用 1食 400 円

高齢者 福祉サービス紹介

知っていて得をする
情報を紹介します!

「体が不自由でないと高齢者福祉サービスは利用できない」と思っていますか。町では、高齢者の皆さんが住み慣れた自宅で安心して生活ができるように、体が不自由な人だけでなく、お元気な人も利用できるさまざまなサービスを提供しています。

また、高齢者の一人暮らしが増えてきている中、町はもしものときの備えとして、「あんしん情報キット」や「見守り台帳への登録」などのサービスの充実に取り組んでいます。自分のために、または両親など家族のために知っているのと役に立つ情報を紹介します。気になるサービスがあったら、気軽に問い合わせてください。

特集 高齢者福祉サービス

自分のため、家族のために 知ってほしい

高齢者のお役立ち情報

●申し込み・問い合わせ 役場高齢者支援係 ☎ 201-4321

介護用紙おむつを支給 毎月のおむつ代でお困りの人へ



- 住み慣れた自宅での介護を支援するため、介護用の紙おむつや尿取りパットを支給します。
- 対象 介護保険で要支援以上の認定を受け、自宅で常に紙おむつを必要とする 65 歳以上の人
※次の人は対象外です。
 - ▷住民税を課税されている
 - ▷病院に入院中・施設に入所中
 - ▷生活保護を受けている
 - 給付限度額 世帯の所得状況で異なります
▷住民税課税者がいる場合 月額 3,000 円
▷住民税課税者がいない場合 月額 6,000 円
※給付限度額を超えた部分は、自己負担です。

もしもの時の個人情報「あんしん情報キット」 冷蔵庫に備えていますか



- もしもの時、あんしん情報キットがあれば、駆け付けた救急隊員が「家族の連絡先は」「かかりつけ医がどこなのか」「持病はあるのか」などが確認でき、あなたを助けてくれます。
- キットの中に入れるもの
 - ▷あんしん情報シート(緊急連絡先、かかりつけ医などを記入したもの)
 - ▷本人の写真
 - ▷健康保険証・診察券・薬剤情報提供書・お薬手帳をコピーしたもの
 - 対象 世帯全員が 65 歳以上の人
 - 費用 無料

緊急通報装置を貸出 急病時が不安な人へ



- 急病や災害などのもしもの時、119番通報など素早い対応が困難な人の自宅に、緊急通報装置を設置します。
- 緊急ボタンを押すと受信センターにつながり、24時間体制で対応します。また、受信センターから月に1回、電話での定期的な利用者の安否確認も行っています。
- 対象 世帯全員が 65 歳以上で、介護保険料に滞納がなく、次の要件を満たす人
 - ▷心臓疾患や脳血管疾患、呼吸器疾患、重度のぜんそくなどで激しい発作が起こる
 - ▷過去に突然意識をなくしたことがある
 - 費用 世帯の所得状況で異なります
▷住民税課税者がいる場合 月額 500 円
▷住民税課税者がいない場合 月額 200 円
▷生活保護世帯 無料

介護保険サービス利用料助成制度 誰もが安心して介護サービスを

所得の少ない高齢者がヘルパーやデイサービスなどの介護保険サービスを安心して利用できるように、利用料の一部を助成します。



- 対象 介護保険の要支援以上の認定を受け、次の条件を全て満たす人
 - ▷世帯全員が住民税非課税で、生活保護を受けていない
 - ▷世帯の収入月額が生活保護基準額の1.2倍以下
 - ▷世帯の現金と預貯金などの合計額が生活保護基準額の2倍以下
 - ▷申請日前から過去1年6か月以内の介護保険料を完納している
 - 助成額 1か月の介護サービス自己負担額の合計から、高額介護サービス費などを除いた額の3割
- ※詳しくは問い合わせください。

老人クラブ

健康づくり、生きがいをしませんか 老人クラブ参加者を募集!

老人クラブはおおむね60歳以上の会員で構成される自主的な運営組織です。高齢者の皆さんがいきいきとした楽しい毎日を過ごせるように、健康づくり、生きがいを、仲間づくりなどに取り組んでいます。



- あなたもクラブに参加し、仲間と一緒に明日を爽りあるものにしませんか。
- 活動内容
 - ▷健康づくり グラウンドゴルフ・パットゴルフ・ペタンク・卓球・囲碁・将棋の各種大会など
 - ▷生きがいをづくり 愛の一声運動・高齢者ネットワーク推進事業など
 - ▷仲間づくり 趣味・文化・スポーツなどを通じた親睦活動
 - 申込方法 町内自治会の老人クラブ会長に申し込んでください。
 - 問い合わせ 水巻町老人クラブ連合会事務局(高齢者福祉センター内) ☎ 202-3044

国民宿舎マリンテラスあしや 入浴施設の利用料を助成!



- 対象 令和2年3月31日時点で65歳以上である人
- 助成額 1回当たり310円
- ※利用時は別途300円の施設利用料が必要です。
- 利用期間 4月1日～翌年3月31日
- ※年度途中からの申し込みもできます。続けて利用する人は、毎年申し込みが必要です。
- 助成回数 年度内に24回
- ※利用者証(回数券)の再発行は行いません。
- 持ってくるもの
 - ▷申請者の顔写真(縦4cm×横3cm)
 - ※1年以内に撮影した正面を向き、背景がないもの。
 - ▷申請者の本人確認ができるもの(保険証や運転免許証、障害者手帳、マイナンバーカードなど)
 - ※同居家族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

はいかい高齢者 SOS ネットワークシステム 大事な人が行方不明になる前に



認知症を患い、徘徊行動がみられる対象者の情報を事前に登録しておく、行方不明などで捜索願が出されたとき、警察の捜索だけでなく、タクシー会社など協力団体の支援も受けられます。

※警察への正式な捜索活動の依頼は、別に「行方不明者届」を折尾警察署へ届け出ることが必要です。

- 対象者 認知症を患っている65歳以上の人
- 費用 無料

- 相談窓口(24時間対応)・担当地区
 - 北部** 高齢者支援センター
☎ 202局 8990番
猪熊、樋口、樋口東、おかの台、高松、梅ノ木団地、古賀二丁目
 - 中部** 高齢者支援センター
☎ 201局 1314番
古賀一丁目・三丁目、高尾、頃末北、頃末南、中央、帆、緑ヶ丘、美吉野、鯉口、立屋敷、下二東一丁目・二丁目、下二西
 - 南部** 高齢者・障がい者支援センター
☎ 201局 8826番
伊左座、下二東三丁目、二東、二西、吉田東、吉田西、吉田南、吉田団地、宮尾台

皆さん、ご存知ですか
役場以外にも
相談窓口があります

日頃、自分の体調や家族の介護などで悩んでいませんか。専門の相談員が自宅で話しを聞いてくれます。電話のみの相談もできます。一人で悩まず、まずは電話してください。

●費用 無料

詐欺注意

介護事業者などを名乗る詐欺事件が多発 不審に思ったら、役場に連絡を

役場がお宅を訪問するときは、身分証を持参しています。必ず確認してください。また、不審に思った場合は、家に上げたりせず、役場高齢者支援係に連絡してください。



- よくある手口の事例
 - ▷介護利用料が安くなると言って、手数料を支払わせる
 - ▷保険証や年金証書を出させる
 - ▷家に上がり込み、隙を見て室内やかばんなどを物色して現金を盗む
 - ▷サービスにかかった費用の還付があると言って、銀行に誘い出す

見守り台帳

見守り台帳への登録 緊急時に備えませんか

町では、平常時の見守り活動に活用するため、「見守り台帳への登録」を行っています。

提供された情報は町で管理し、災害時や緊急時(近所の人から郵便物がたまっているが問題ないかななどの情報提供があった時)に活用します。



- 対象 世帯全員が65歳以上の人
- ※住所や氏名、身体状況、緊急連絡先などの個人情報を自主防災組織などへ提供することに同意する人が対象です。
- 費用 無料

火災予防

日常生活用具の給付 自宅で火元の心配はないですか



自宅の火災予防のため、介護保険で支給されない日常生活用具を支援します。

- 対象 65歳以上で、1人暮らしの寝たきり高齢者や認知症高齢者など
- 日常生活用具の種類
 - ▷火を使わない電磁調理器
 - ▷煙や熱を感知して火災を知らせる火災警報器
 - ▷温度の異常な上昇や炎の接触で自動的に消火液を噴出する自動消火器
- 費用 所得に応じた自己負担があります